

用 語	用語の解説	主な関係法令等
ア アンケン 案件	処理若しくは調査すべき事柄又は議題となる問題です。一般的な場合における「案件」には、必ずしも議案及び議題とされ議決の対象となったものに限られることはなく、選挙、決定、報告及び特定事務の調査も含まれます。地方自治法では、「案件」といわずに「事件」といいます。	地方自治法96
イ インカイ 委員会	議会の委員会とは、議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されるものをいいます。湯沢市議会には、「総務財政」、「教育民生」、「産業建設」、「予算決算」の四つの常任委員会と議会運営委員会があります。このほかに、必要に応じて臨時に設置される特別委員会があります。	地方自治法109 委員会条例
インカイ カイギロク 委員会会議録	委員会での会議内容を記録した文書のことをいいます。委員会会議録は、議会事務局で閲覧が可能です。湯沢市議会の場合、委員会会議録は概要を記録することとしています。	委員会条例30
イン、ガイギン 委員外議員	議員は必ず一つ以上の委員会に所属することになっています。所属していない委員会に出席する場合の名称です。また必要に応じて、委員会の決定により、説明、意見を聞くことができます。	委員会条例19 会議規則117
インカイ ショウレイ 委員会条例	議会において、付託事件の審査及び所管事務の調査をする常任委員会及び議会運営委員会並びに議会の議決により付議された事件を審査する特別委員会の設置及び運営について必要な事項を定めた条例をいいます。	委員会条例
インカイ ケンゲン 委員会の権限	委員会が合議体として活動し、調査、審査を行うことのできる範囲と限界のことをいいます。委員会は、議会の内部機関で議会に属し、議会から完全に独立した機関ではないため、委員会の権限は、議会から付託された事件の審査及び所管事務の調査に限られます。	地方自治法109
インカイ チョウカン ホウコク 委員会の中間 報告	付託事件について、委員会が本会議の議決を求め、または承認により審査・調査の途中で状況報告することをいいます。	会議規則45
インカイ フタク 委員会付託	本会議の付議事件について詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を委ねることをいいます。	会議規則37
インチョウ 委員長	委員長は、委員の中から互選されます。委員長は委員会が所管する市政の分野で問題等が発生すれば委員会を招集することができるほか、委員会においては議事を整理し順序よく進行させる役割を持ちます。また、委員会の秩序を守るために、委員会において秩序を乱す委員の発言を禁止することや退場させる権限を持ち、場合によっては委員会を閉会することや中止させることもできます。	地方自治法109 委員会条例2 委員会条例9 会議規則105
インチョウ ホウコク 委員長 報告	委員会報告は、委員会での審査または調査を終えた案件等が、本会議の議題となったとき、委員長から審査の経過と結果について口頭で報告することをいいます。湯沢市議会では通常、委員長の報告は本会議の最終日に行われ、これに対して質疑、討論が行われた後、議会としての意思決定となる表決(可決・否決など)がなされます。	会議規則39
イン ハケン 委員の派遣	委員会は、①議案審査のため、②市の事務に関する調査のため、③その他必要があると認めるときには、委員を県内外に派遣することができます。委員を派遣しようとする際は、日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、承認を得なければなりません。	会議規則106
イギ モウシテ 異議の申出	議会における選挙の投票効力、指名推薦の採用、会議時間の変更、議長の表決方法の宣告、一括議題の措置などについて、議長の決定や議会の判断に対し、議員が異議を唱えることをいいます。湯沢市議会会議規則では、会議時間の変更に対する異議の申出のほか、先決動議の表決順序、一括議題の措置、発言時間の制限、起立表決の議長宣告、簡易表決の議長宣告、修正案の表決順序への異議の申出が規定されています。	地方自治法114-2 会議規則
イケンショ 意見書	議会は、市の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思を意見書としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員または委員会が提出し、本会議でその可否を決定します。	地方自治法99

用語	用語の解説	主な関係法令等
イチギジ イチギダイ ゲンソク 一議事・一議題の原則	数個の議案が提出され、これを審議する場合に、一議案ごとに議題として、提出者の説明を求め、質疑、討論、採決が行われるべきであるとする原則のことをいいます。	
イチジ フサイギ 一事不再議	同一会期中に一度議決された事件については、再び議決をしないとの議事運営のことをいいます。議会運営上慣習的に形成されたものであり、自治法に明文の規定はありませんが、湯沢市議会会議規則では「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない」と規定しています。	会議規則15
イチブ サイタク 一部採択	一個の請願(陳情)のうち、一部の項目又は部分を採用する場合をいいます。委員会における請願の結果は、採択にすべきものと不採択にすべきものの二者択一ですが、実際には請願内容の全部又は一部に賛成しうる場合と、賛成できない場合があります。このような場合、請願の全体に対して一つの結果を出さず、項目を指定して、あるいは前段と後段という具合に分けて、一部を採用し、一部を不採択とすることがあります。	会議規則143
イチモンイットウ ホウシキ 一問一答方式	質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一形式で同一質問者と答弁者間で問答を続けることをいいます。湯沢市議会の一般質問では、項目ごと一括質問し、それに対する一括答弁がなされます。その後、質問者は再質問という形で、答弁者と一問一答形式で問答を続けることとなっています。なお、本会議における質疑での質問回数は、同一議題について3回までと決められています。	基本条例8① 会議規則56
イッカツ ギダイ 一括議題	一議案ずつ議題とするのではなく、議事の能率化を図るために関連する議案を一括して議題とすることです。「議案第〇号から議案第〇号を一括して議題といたします」と議長が宣告します。一括上程ともいいます。	会議規則35
イツパン シツモン 一般質問	年4回の定例会において、議員が市の行政全般にわたり質問することをいいます。一般質問は、定例会に限り認められています。湯沢市議会では、質問時間は、質問と答弁を合わせて60分以内と決められています。一般質問をする者は、一般質問通告書に件名、質問の内容を記入して、指定された期日までに議長へ提出することとなっています。また、質問者の順番については、所属議員の多い会派から順番に行い、最後に無会派の議員が行うこととしています。なお、同一会派内での順番については、会派内で協議し順番を決めることとしています。	会議規則62 議会運営申し合わせ56
イツパン センキョ 一般選挙	地方公共団体の議会の議員又は当選人がすべてなくなったときに、議員定数全員について行う選挙のことをいいます。議員の任期満了、議会の解散、市町村の設置、選挙の全部無効、退職、死亡等が該当となります。	公職選挙法33
エ エンカイ 延会	議事日程の一部が議了しないか、または全部終わらず、その日の日程を他の日に延ばして会議を閉じることをいいます。	会議規則24
エンダン 演壇	本会議において発言者が発言するために設けられた壇(場所)のことをいいます。湯沢市議会では、演壇が二つあり、対面式となっています。	議会運営申し合わせ52
カ カイカイ 開会	市長の議会招集に応じて、定例会や臨時会の議会を開くことをいいます。「これより平成〇年第〇回湯沢市議会定例会を開会いたします。」と議長が本会議で宣告します。	会議規則8
カイキ 会期	議会が会議を行う期間で、議会として権限を行使し、法的に活動できる期間(開会日から閉会日まで)をいいます。開会の後、「〇月〇日から〇月〇日までの〇日間」と本会議で議決します。	地方自治法102Ⅶ 会議規則5
カイギ 開議	その日の会議を開くことです。会議規則に「開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する」と定められています。議長は本会議で、「直ちに、本日の会議を開きます」というように宣告しています。	会議規則11
カイギ キソク 会議規則	議会が、本会議の運営に関する一般的な手続き及び内部規律等を定めた規則です。本会議・委員会の議事手続き、議会で行う選挙、請願の扱い、議員の辞職、規律等を定めています。	地方自治法120

	用語	用語の解説	主な関係法令等
	カイギ コウカイ ゲンソク 会議公開の原則	湯沢市議会では、議会基本条例第5条の規定により、議会活動に関する情報公開に努めています。このため議会では本会議のほか、議会における様々な会議を原則公開としています。またインターネットを通じて本会議の様子をライブ中継と録画による配信をしています。	地方自治法115 議会基本条例5 インターネット配信実施要領
	カイギ ジカン 会議時間	本会議の会議時間は午前10時から午後5時までと決められています。ただし、議長が必要と認めるときは会議時間を変更することができます。	会議規則9
	カイキ エンテョウ 会期の延長	会期は、議会の議決で延長することができます。	会議規則6
	カイキ フ ケインク ゲンソク 会期不継続の原則	議会は会期ごとに独立した活動を営むものであり、会期中に議決に至らなかった事件は消滅して、一切後会に継続しないとする原則をいいます。	地方自治法119
	カイギロク 会議録	議長は会議録を調製し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならずと自治法で定められています。また会議録には、議長及び議会において定めた2人以上の議員が署名しなければならないこととされています。	地方自治法123 会議規則85
	カイギロク ショメイ ギイン 会議録署名議員	本会議の次第を記載した公文書を会議録として作成しますが、議長とともにこの会議録に署名する議員のことをいいます。各定例会・臨時会の開会日に議長が本会議で2人の議員を指名し、会議録作成後、内容を確認のうえ、署名することになります。	地方自治法123ⅡⅢ 会議規則88
	カイハ 会派	会派は、議会内に結成された、同じ考えを持った議員の集まりのことをいいます。湯沢市議会では、2人以上で構成されるものを会派とされています。	基本条例4 議会運営申し合わせ91 会派制による議会運営
	カイハ ダイヒョウシャ カイギ 会派代表者 会議	議会を円滑に進行するため、各会派間の意見協議又は総合調整を行うために、議長、副議長及び各会派の代表者2人を構成員として設置する会議をいいます。	会議規則166 議会運営申し合わせ91 会派制による議会運営
	カケツ ヒケツ 可決・否決	表決の結果のひとつで、表決に際し、「可」または「否」の意思決定をすることです。これらが最も一般的に用いられ、このほかには「承認」、「同意」、「認定」などがあります。	
	カ ホウ ハカ ゲンソク 可とする方を諮る原則	採決にあたって、積極的に賛成する者の数により可否を決める原則のことをいいます。	会議規則70 会議規則131
	カハンスウ ギケツ ゲンソク 過半数議決の原則	議会の議事を出席議員の過半数で決する意思決定の方法で、議会運営上の原則です。	地方自治法116
	カヒ ドウスウ 可否同数	表決の結果、可とするもの、否とするものが同数であることをいいます。「可否同数」となったときは、議長の決するところによると規定されています。	地方自治法116
	カリギセキ シテイ 仮議席の指定	一般選挙後の初議会において、議長が選挙されるまでの間、臨時議長が議長による議席の指定までの仮の議席を定めることをいいます。	議会運営申し合わせ4
	カンイ ヒョウケツ 簡易表決	議長が表決をとりとうとする場合、問題の可決に対し反対者がないと予想されるときは、異議がないかを会議に諮り、異議がなければ、可決の旨を宣告する表決の方法をいいます。	会議規則76
	カンサ セイキユウ 監査請求	有権者の50分の1以上の者の署名をもって、その地方公共団体の事務の執行全般について、監査委員に監査を請求できるとする制度のことをいいます。また住民監査請求は、住民が職員等の違法若しくは不当な公金の支出の防止、是正をするため必要な措置を講ずるよう監査委員に請求できる制度のことをいいます。	地方自治法75 地方自治法242
キ	ギアン 議案	議会の議決を経るため、長又は議員若しくは委員会が議会に提出する案件のことです。議案には議決の効果により①地方公共団体の意思決定を求めるもの、②議事機関としての議会の意思決定を求めるもの、③長の事務執行の前提とするものがあります。①の例では、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定などです。②の例としては、意見書の提出、会議規則の制定、議員の懲罰などがあります。③としては、人事案件が挙げられます。	地方自治法96Ⅰ 地方自治法99 地方自治法120 地方自治法134 地方自治法290

用語	用語の解説	主な関係法令等
ギアン シツギ 議案質疑	議案の提出者に対し、議案の内容や提案の理由等について疑問の点を問いただすことをいいます。湯沢市議会では、本会議において提案理由の説明が終了した後、議案質疑が行われます。また議案質疑が終了すると所管の委員会へ付託されることとなっています。	会議規則37 I
ギアン シュウセイ 議案の修正	市長、又は議員もしくは委員会が提出した議案(原案)の内容を削除、減額、追加などにより変更することをいいます。修正の動議は、その案をそなえ、地方自治法第115条の3の規定によるものは、所定の発議者が連署し、その他のものは、1人以上の賛成者が連署し、あらかじめその案を議長に提出しなければなりません。	地方自治法115の3 会議規則17
ギアン テイシュツ 議案の提出	議案を提出する権利は、原則として市長と議員、委員会にあります。予算案などは市長に専属し、委員会の設置などは議員に専属するものとなっています。また議員が議案を提出する場合は、その案を備え、理由を付け、地方自治法第112条第2項の規定によるものは、定数12分の1以上の賛成者とともに連署し、その他のものは、1人以上の賛成者とともに連署し、あらかじめその案を議長に提出しなければなりません。	地方自治法112 地方自治法112 II 会議規則14
ギアン テツカイ 議案の撤回	議案の提出後に、その議案を取戻し、当初から提出しなかったことと同様の状態にすることをいいます。議案の撤回をする場合は、議会の承認を得なければならないこととなっています。	会議規則19
ギイン テイアン 議員提案	議案は通常、市長から提案されますが、議員もしくは委員会も提案することができます。議員が条例案を提出する場合は、議員定数の12分の1以上の賛成者とともに連署し、議長に提出しなければなりません。	地方自治法112 会議規則14
ギイン テイスウ 議員定数	条例で規定された、議会を構成する議員の人数をいいます。湯沢市では18人と定められています。	地方自治法91 議員の定数を定める条例
ギイン ニンキ 議員の任期	議員が議員として在任する期間のことをいいます。一般選挙により選出された議会の議員の任期は4年です。	地方自治法93
ギイン ハケン 議員の派遣	議会は、①議案の審査のため、②市の事務に関する調査のため、③その他必要があると認めるときに、議会の議決により議員を県内外に派遣することができます。また緊急の場合には、議長が議員の派遣を決定できます。	地方自治法100X III 会議規則167
ギイン ホウシュウ 議員報酬	議会の議員の職務遂行に対する反対給付をいいます。報酬の額は、条例で定めています。	地方自治法203 議員の議員報酬等に関する条例
ギカイ ウンエイインカイ 議会運営委員会	議会運営委員会は、議会運営の調整を行うことを目的として、議会運営を円滑、効率的にするため又は議長の諮問機関としての役割を果たすための常設の委員会をいいます。	地方自治法109 委員会条例4
ギカイ カイカク 議会改革	市民に身近な議会や議員活動の活性化を図ることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりが実現されるものです。このため議会は、「市民の意見を市政に的確に反映させるため、議会改革に積極的かつ継続的に取り組まなければならない」と議会基本条例に定めています。	議会基本条例21
ギカイ ジムキョク 議会事務局	議会の庶務的業務や議長及び議員の職務を補助する組織として、議会に設置される組織をいいます。事務局内には議事総務班が置かれ、議会事務局職員の定数は、事務局長、書記の6人と定められています。	地方自治法138 II 議会事務局設置条例 議会事務局処務規程
ギカイ センレイシュウ 議会先例集	各種関係法規だけでは対応ができない場合、議会運営のよりどころとして、過去の議会運営での取り扱いや慣例、解釈などを先例として集めたものをいいます。	
ギカイ トショカン 議会図書館	議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置しなければならないとされています。図書は閲覧が基本です。	地方自治法100X IX 議会図書館規程
ギカイ カンサ セイキウケン 議会の監査請求権	議会が監査委員に対し、市の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる権利のことをいいます。議会の権限の一つとされています。	地方自治法98

用語	用語の解説	主な関係法令等
ギカイ ギヤツケン 議会の議決権	市としての意思を決定し、又は議事機関としての議会の意思を決定する議会の権限をいいます。議決権は議会の本来的権限で、議会の権限の中心をなすものといえます。	地方自治法96
ギカイ ケンゲン 議会の権限	議会の権限は、大別すると以下のとおりです。①議決、②調査、③選挙、④決定、⑤検査、⑥監査の請求、⑦意見の提出、⑧報告の受理、⑨請願の受理、⑩懲罰、⑪規則の制定があります。	地方自治法96
ギカイ ケンサ ケン 議会の検査権	議会が、事務に関する書類や計算書を検閲し、市長等の執行機関から報告を徴して、事務の管理や議決の執行及び出納を検査する権限をいいます。	地方自治法98 I
ギカイ ショウシュウ 議会の招集	議会が活動するために、市長が一定の期日及び場所を指定して、議員全員に集合を要求する行為をいいます。招集権は市長が原則として持っていますが、議長又は議員定数の4分の1以上の議員がなした臨時会の招集請求に対して、20日以内に市長が招集しないときは、議長が招集権を有します。なお、議会の招集には開会の7日前までに市長によって告示しなければなりません。	地方自治法101 I 地方自治法101 V 地方自治法101 VI 地方自治法101 VII
ギカイ セイリツ 議会の成立	現に在職する議員が、会議を開くために必要な数に達していること、つまり議員定数の半数以上である場合を、議会の成立といいます。議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができません。これを定足数の原則といいます。定足数とは、合議体が会議を開くことができる最小限の数です。	地方自治法113
ギカイ センキョケン 議会の選挙権	地方自治法により、議会が、議長、副議長の選挙など法律又はこれに基づく政令により実施することとされている選挙を行う権限のことをいいます。	地方自治法97 I
ギカイ チョウサケン 議会の調査権	市の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出ができる権限をいいます。地方自治法の第100条に規定されていることから100条調査権ともいわれます。	地方自治法100
ギカイ ホウ シ ギカイ 議会報(市議会だより)	定例会や臨時会などの内容を要約したもので、湯沢市議会では年4回発行し、市内全戸に配布しています。また、湯沢市ホームページからも閲覧が可能です。編集は「広報広聴委員会」が行っています。	会議規則166
ギヤツ 議決	表決の結果、得られた議会の意思決定のことをいいます。議決は、議決事件によって、種々に呼称されます。①予算、条例、意見書、決議などの場合は、可決・否決、②議員の資格決定、投票の効力に関する異議の決定等の場合は、決定、③専決処分、長退職の承認等の場合は、承認・不承認、④人事案件の場合は、同意・不同意、⑤決算等の場合は、認定・不認定、⑥請願、陳情の場合は、採択・不採択です。	
ギジ 議事	議決とこれに至る審議過程の全てのことをいいます。	
ギジ セイリ ケン 議事整理権	議事日程の決定、開議の宣告、議題の宣告、議題の審議の進行管理、散会、延会等本会議の運営の主宰者として議長に与えられた権限のことをいいます。	地方自治法104
ギジ ニツテイ ヒョウ 議事日程(表)	議長が議事整理権に基づいて定めるその日の会議の議事の順序表のことをいいます。議長は、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布します。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができます。	会議規則20 議会運営申し合わせ21
ギジョウ ギジドウ 議場と議事堂	議場とは、本会議の開かれる会議場のことをいいます。これに傍聴席、委員会室、議員控室、会派室、正副議長室、応接室、議会事務局事務室、図書室その他の議会活動に必要な一切の物的施設を含んだものを議事堂といます。	会議規則1
ギセキ 議席	議員が議場で会議を行う場合に着かなければならない席のことをいいます。議席には、番号、氏名標を付けることとされています。また議員は会議中みだりに議席を離れてはならないとされています。	会議規則4 会議規則154
ギチョウ フクギチョウ 議長・副議長	議長とは、議員のうち、議会の選挙により選ばれて、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限と、議会を代表する地位を与えられた者をいいます。また、副議長とは、議長に事故があるとき又は欠けたときに、議長の職務を行うものとして議会の選挙により選出された議員のことをいいます。	地方自治法103

用語	用語の解説	主な関係法令等
ギチョウ コウサイヒ 議長交際費	議長が議会としての対外的活動を行うために必要な経費のことをいいます。議長交際費の支出状況については、平成26年度から、湯沢市議会だよりやホームページでお知らせしています。	議長交際費の支出に関する基準
ギチョウ サイケツケン 議長裁決権	採決が可否同数となった場合に、議長がその可否を決する権限のことをいいます。	地方自治法116
キホン ジョウレイ 基本条例	市政の情報公開と市民参加を基本とした、これからの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めたもので、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりを目的とする条例です。湯沢市議会では、平成25年3月21日に制定しました。	議会基本条例
キメイ トウヒョウ 記名投票	賛否の投票者が明らかにできる方法で行われる投票方法のことをいいます。	会議規則70Ⅱ 会議規則131Ⅱ
キョウカイ 休会	会期中に、一定期間議会の会議が開かれず、休止している状態にあることをいいます。会議規則では、第10条に「市の休日は、休会とする」と定められています。その他、議事の都合や必要があるときは、議会の議決で休会とすることができます。また反対に、休会の日であっても、議長が特に必要と認めるときは、会議を開くこともできます。	会議規則10
キョウケイ 休憩	会議の途中で、会議を一定時間休止することをいいます。具体的には議長が、議事整理権に基づき、必要によって休憩を宣告します。	会議規則11
キョウシ ジケン キンキョウ ヨウ 急 施 事件(緊急を要 する事件)	緊急に議会の意思決定を経て実施しなければならない事柄のことをいいます。臨時会はあらかじめ付議すべき事件を告示すべきものとされ、告示された事件に限り審議することができますが、緊急を要する事件(急施事件)があるときは、告示を要しないで、直ちに会議に付議することができますとされています。	地方自治法102Ⅴ 地方自治法102Ⅵ
キョウギ バ 協議の場	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいいます。湯沢市議会では、全員協議会、会派代表者会議、広報広聴委員会、議会改革推進会議、議会調整会議が、協議の場と定められています。なお、このほかに協議の場を設ける場合は、議会の議決が必要となります。	会議規則166 会議規則166②
キョウセイ シンサツ 行政 視察	委員会や会派などが、管内、管外を問わず、所管事務や議員の資質向上のために、先進地を視察、研修することをいいます。委員会が行政視察を行う場合には、①付議事件を審査・調査するために必要な現地視察をする場合、②定例会開会中在所管事務の調査の一環として現地視察する場合、③閉会中継続審査となっている議案、請願・陳情等のほか特定事件について調査するための行政視察の場合、④慣例上、議員の資質向上のために先進地を視察研修する場合があります。湯沢市議会では、委員会が付託事件と所管事務の調査のために委員を派遣する場合は、日時、場所、目的と経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出して、あらかじめ承認を得なければならないこととなっています。	会議規則106
キョシュ ヒョウケツ 挙手による表決	問題を可とする者に手を挙げさせることにより、表決を行う方法をいいます。委員会において採用している議会がありますが、湯沢市議会では本会議は起立又は挙手による表決、委員会は起立又は挙手による表決と規定されています。	会議規則70 会議規則131
キリツ ヒョウケツ 起立による表決	本会議において、議長が表決をとうろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果をもとめることをいいます。湯沢市議会では、本会議は起立による表決、各常任委員会、特別委員会は起立又は挙手による表決となっています。	会議規則70 会議規則131
ギリョウ 議了	会議に付された事件のすべての審議を終了することをいいます。法律上の議決事件、会議に付された事実上の事件など会議で審議するすべての事柄を含み、これら一切の付議事件を議した場合は、まだ会期に余日があっても議会の議決によって閉会することができます。反対に会期中に審議が終了しないことを「審議未了」といいます。	会議規則7
キンキョウ シツモン 緊急 質問	想定していない事態が発生し、その事態が当該地方公共団体にとって客観的に緊急を要する事態である場合に、議会の同意を得て認められる質問のことをいいます。緊急質問は定例会、臨時会ともに行うことができますが、あらかじめ発言通告書を提出しても議会の同意が必要となります。	会議規則63

	用語	用語の解説	主な関係法令等
ケ	ケイノクシンサ 継続審査	会議に付された事件について、当該会期中に議せず、特に会議で議決して付託を受けた委員会が閉会中に引き続き審査を行うことをいいます。会期中議決に至らなかった事件は、後会に継続しないとする、会期不継続の原則の例外とされています。	会議規則111
	ケツギ 決議	議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいいます。	
	ケツサン 議決の認定	決算とは、一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績を示す計算書のことをいいます。議会は、市長から決算の送付を受けたときは認定するかどうかを審議しますが、これは次の通常予算(当初予算)を審議する会議までに議会の認定に付されなければならないものとされています。また、決算を議会において修正することはできません。議会が決算を認定しなくても決算の効力に影響はありませんが、この場合、市長は住民に議会が認定しなかった旨を明示し、公表しなければならないこととなっています。	地方自治法96 I ③ 地方自治法233
	ゲンアン 原案	提出権を有する者が、所定の手続きにより提出した議案のことをいいます。	
	ケンギョウ 兼業 禁止	議員は、湯沢市に対して直接請負をする、又はそれと同様な関係に立つことができないことをいいます。この場合、営利、非営利を問いません。	地方自治法92の2 地方自治法142 地方自治法166 II 議員政治倫理条例
	ケンショク 兼職 禁止	議員は、法律で一定の職を兼ねることが禁止されていることをいいます。兼業が禁止されている職としては衆議院議員、参議院議員、裁判官、地方公共団体の議会の議員及び常勤の職員、副知事・副市長、選挙管理委員、教育委員会の委員、固定資産評価委員会委員及び固定資産評価員などです。	地方自治法92 I、II 裁判所法52① 地方自治法166 II 地方税法425 I ① 地法教育行政の組運法6
コ	コウジュツニン 公述人	本会議又は委員会の開催する公聴会に出席して、付議された事件に対し意見を述べるものごとをいいます。なお、賛否の意見を公平に聞く必要性から、賛成又は反対の公述人の人数は同数としなければなりません。	会議規則80 会議規則81 会議規則82
	コウチョウカイ 公聴会	本会議、委員会のいずれにおいても開催することが可能です。住民の利害に重大な影響を及ぼす重要な議案等を審議する際に、住民や学識経験者の意見を聞いて、議会の意思決定の判断に役立てるものです。委員会においても同様に、広く議会外の意見を聞き、委員会審査又は調査を充実させるために開催するものをいいます。	地方自治法115の2 I 地方自治法109 V 会議規則78 会議規則79 会議規則80
	コウフ 公布	所定の手続きを経て成立した成文の法令、条例、規則等を一般に周知させるため、公示することをいいます。法令等は、この公布手続きがとられない限り対外的効力を生ずることはありません。	地方自治法16 II
	コウジ 告示	国や地方公共団体などの公の機関が、必要な事項を公示する行為又はその行為の形式をいいます。湯沢市では公報及び掲示場に掲載する方法によって行われます。議会を開く際には、原則として市長が招集告示を開会日前7日までに行われなければなりません。	地方自治法101⑦
	ゴ 互選	選挙権者と被選挙権者の範囲が一致する場合において、相互間で行われる選挙のことをいいます。議会の委員会における委員長、副委員長等を選出する場合など比較的小規模の範囲での選挙方法として用いられます。	委員会条例9 委員会条例10
サ	サイギ 再議	議会で行った議決に対し異議があるとして、又は議会で行った議決もしくは選挙に関し議会にその権限がない、あるいは法令違反等があるとし、もしくは議決が収支執行不能である等として、市長が議会に審議又は選挙のやり直しを求めることをいいます。これは議会の一事不再議原則の例外の制度です。	地方自治法176
	サイケツ 採決	議長が出席議員に賛否の意思表示を求め、その格別の意思表示を集計することをいいます。採決は議会審議の最終段階であり、採決に入った後は、表決方法に関する発言のほかは、発言を求めることはできないとされています。採決にまで至らなかったときは、継続審査の議決をしない限り、審議未了、廃案となります。	会議規則61

用語	用語の解説	主な関係法令等
サイケツケン 裁決権	議長は、議員として議決(表決)に加わる権利を有しないが、議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとされています。この権限を議長の裁決権といいます。	地方自治法116 I 地方自治法116 II
サイタク フ サイタク 採択・不採択	請願に対して、議会がその内容を審議して決定した賛否の意思決定のことをいいます。	会議規則143
サンカイ 散会	その日の会議日程に記載された事件のすべてを議して、その日の会議を閉じることをいいます。	会議規則24
サンコウニン 参考人	議会において当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに、利害関係者、学識経験者等議会の審議に寄与するような意見を陳述し得ると認められた者のことをいいます。委員会だけでなく本会議においても招致することができます。	地方自治法115の2 II 地方自治法109 V 会議規則84
サンショウ 参集	議員が、市長の議会招集に応じて、議会の会議へ出席する目的で、所定の場所に集合することをいいます。議員は、招集日の会議定刻前に議事堂に参集し、その旨議長に通告しなければならないとされています。	会議規則1
シ シコウ 施行	公布された法令、条例、規則等の規定の効力を、一般的、現実的に発動させることをいいます。	
シセイ、ホウシン 施政方針	毎年第1回(3月)定例会初日に、市長が4月からスタートする新年度の主要な事業施策について述べることをいいます。また第2回(6月)、第3回(9月)、第4回(12月)の各定例会初日には、市長が議会開催までの間に実施された事業施策の進捗状況などを述べる市政報告があります。	
シツギ 質疑	現に議題となっている事件については、提出者の趣旨説明があった後、修正案については修正案の説明があった後、討論、表決に入る前、当該事件について疑義を質するために行う発言のことをいいます。質疑は、あくまでも議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見を質するためのものであるため、自己の意見を述べることができないとされています。また湯沢市議会では、同一議題での質疑項目は概ね3項目以内とし、質疑の回数は1項目につき3回までとされています。	会議規則37 会議規則41 会議規則55 会議規則56 議会運営申し合わせ49
シツコウキカン シツコウブ 執行機関(執行部)	行政の執行権限をもち、その所掌事務について、地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示しうる機関のことをいいます。市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会等が執行機関となっています。	地方自治法180の5 I 地方自治法180の5 II
シツモン 質問	議員が市の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質することをいいます。質問は議案とは関係なく市の行政全般について認められており、議題となった事件に関し疑義を質する「質疑」とは本質的に異なります。また一般質問は定例会に限って許されるもので、臨時会においては許されません。	会議規則62 会議規則63 会議規則64
シツモンツウコクショ 質問通告書	質問する事項をあらかじめ議長に告げ、知らせる文書のことをいいます。会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないこととなっています。	会議規則62 II
シメイ、スイセン 指名推選	法律又はこれに基づく政令により、議会で行う選挙について、投票によらず、あらかじめ指名者を定めてその者の指名する者を当選者とする方法をいいます。選挙は投票によることが原則であるが、初めから当該選挙で選出される者が明らかで、異論がない場合には、この指名推選の方法がとられます。ただし、1人でも指名推選の方法に異議を唱える者がいるときは、原則にかえり、投票によることとなります。	地方自治法118 II
シユウセボウギ 修正 動議	原案に対し、議員が修正の提議を行うとき、提出する動議のことをいいます。修正の動議は、その案を備え、団体意思の決定に係る議案(条例、予算等)については、議員定数の12分の1以上の者の連署により、議長に提出すべきものとされています。またその他のもの、いわゆる機関意思の決定に係る議案(意見書の提出、請願の採択、会議規則の制定など)については、1人以上の賛成者とともに連署し、議長に提出すべきものとされています。	地方自治法115の3 会議規則17

用語	用語の解説	主な関係法令等
ジュウ トウギ 自由討議	議会基本条例では、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることから、議員相互間の自由な討議を重んじることとしています。また議会は議員による討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならないとされています。	議会基本条例3 議会基本条例10
ジュウミンカンサ セイキウ 住民 監査請求	住民が監査委員に対し監査を求め、地方公共団体の職員による違法、不当な行為を防止し、是正し、当該怠る事実を改め、又は違法、不当な行為等により地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置をとるべきことを請求することをいいます。	地方自治法242 I
シュツセキギン 出席 議員	当日の会議に出席している議員のことをいいます。応招議員であっても、会議場に現在していない議員は、出席議員とはなりません。議員は住民の選挙によって選出された代表者であり、その政治的信念を会議の場で表明し、住民の負託に応えることが議員の使命であることから、議員は招集に応じ会議に出席すべきことが法律上要求されています。	地方自治法137
シュヒ ギム 守秘義務	ある事項を公にすることが特定の者の利益を害し、又は公益を害することとなるような場合に、職務上これを公表してはならないとすることをいいます。議会における守秘義務としては、秘密会があげられます。秘密会の議事については、その記録を公表しないことのほか、何人も秘密性の継続する限り、これを他に漏らしてはならないものとされています。	地方自治法115 会議規則49 会議規則112 会議規則113
ショウカイ ギン 紹介 議員	請願の紹介を行うため、請願書の表紙に署名又は記名押印した議員のことをいいます。住民等が、議会に請願する場合、議員の紹介によるべきことが法定されています。	地方自治法124 会議規則139
ショウスウ イケン 少数 意見	合議体において、「多数決原理」により意思決定が行われ、少数であったために廃棄された意見のことをいいます。	
ショウスウ イケン リュウホ 少数 意見の留保	委員会における表決の結果、多数を得られず廃棄された意見で、本会議における審議の際、委員長が行う委員会の結果報告と合わせて、自ら少数意見としてそれを報告する権利を保持しておくことをいいます。なお少数意見として留保するためには、当該意見に他の委員1人以上の賛成者がいるものでなければなりません。	会議規則108
ジョウテイ 上程	議事日程に組み入れて、議題として、審議の対象とすることをいいます。	会議規則20 会議規則21 会議規則22
ショウニン 証人	ある事実関係を立証するための人的証拠方法としての第三者のことをいいます。証人として出頭、証言を求められた場合、証人は、過去において体験した事実及び知り得た事実をありのままに隠さず供述しなければならないとされています。	地方自治法100
ショウニン フショウニン 承認・不承認	議会が成立していない等の場合、議会の議決又は決定すべき事件について、市長が処分することができるいわゆる専決処分においては、市長は次の議会に報告し、承認を求めなければならないこととされています。この専決処分について可とすることが承認であり、否とするのが不承認です。専決処分した事件について議会の承認が得られない場合には、処分の効力そのものには影響しませんが、市長の政治的責任は残ることとなります。	地方自治法179 III
ショウニン イ インカイ 常任 委員会	議会が一定の部門の市の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるため、条例で定め、常設する委員会のことをいいます。湯沢市では「総務財政」、「教育民生」、「産業建設」、「予算決算」の四つの常任委員会を設置しています。また委員の任期を2年と定めています。	地方自治法109 委員会条例1 委員会条例2 委員会条例3
ジョウレイ 条例	地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法の一つで、議会の議決によって制定するもののことをいいます。憲法では、「法律の範囲内で条例を制定することができる」として地方公共団体の自治立法権を保障しています。	憲法94
ショカン ジム チョウサ 所管事務の調査	常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項等について調査を行う権限を有します。このように委員会固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいいます。	地方自治法109 II 地方自治法109 III 会議規則105
ジョウセキ 除斥	議会における審議の公正を期すために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができないとする制度のことをいいます。	地方自治法117

	用語	用語の解説	主な関係法令等
	ショハン ホウコク 諸般の報告	議会に関係することで、本会議以外にあった行事や出来事などに関し、報告することをいいます。議長報告、諸般の報告などは、議長が朗読を省略する旨を告げ、議場での朗読を省略することができるとされています。	議会運営申し合わせ11
	シギ 審議	審議は、議会の会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程を指す用語のことです。	会議規則44 II
	シギ ミリョウ 審議未了	議会の会議に付議された事件が、当該会期中議了せず、継続審査の決定もなされないままに、会期を終えるに至った場合のことをいいます。事件が審議未了となった場合には、廃案となります。	地方自治法119
	シサ 審査	審査は、委員会において、議会の議決の対象となる議案や動議等特定の事件について、議論し一応の結論を出す一連の過程を指す用語のことです。	会議規則44 I 会議規則98
	シジ アンケン 人事案件	市長が、議会の同意を得て選任し、又は任命する人事に関し、議会に同意を得るために提出する議案のことをいいます。議会の同意を得て選任し、又は任命する人事には、副市長の選任、教育長の任命、教育委員会の委員の任命、監査委員の選任などがあります。湯沢市議会においては、「市長が人事案件を提案しようとするときは、あらかじめ議会運営委員会に内示し、各会派の意向を徴した後、提出するのが例」となっています。	地方自治法162 地教法41 地方自治法196 I 議会運営申し合わせ17
セ	セイガン ケン 請願(権)	国民をはじめ、広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ること(又はその権利)をいいます。市議会に対して請願を提出する場合は、その請願内容に賛同する議員(紹介議員)1人以上の署名または記名押印がなければなりません。	憲法16 地方自治法124 請願法 会議規則139
	セイジ リンリ ジョウレイ 政治倫理条例	議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする条例です。湯沢市議会では、平成25年3月21日に制定されました。	議員政治倫理条例 基本条例18
	セイヒョウ 青票	議会で言う記名投票の場合に、問題を否とする者が投ずる青い色の票のことをいいます。問題を可とする者は白票(白い色の票)を投入しなければならないとされています。	会議規則72 会議規則133
	セイム カツドウヒ 政務活動費	地方公共団体が条例の定めるところにより、議会議員の調査研究やその他の活動に資するために必要な経費の一部として、会派及び会派に属さない議員は政務活動費の交付を受けることができます。	地方自治法100X IV 基本条例15 政務活動費交付条例 政務活動費の交付に関する 条例施行規則
	セツメイ イン シュツセキ 説明員の出席	市や行政委員会の委員長及びそれらの補助員が、提出した議案等について説明するために、議会の本会議又は委員会に出席することをいいます。議会の会議に付議された議案に対する議員の質疑又は市の一般事務等に対する議員の質問に対し、説明及び答弁するため議長から出席を求められたときは、出席義務があります。	地方自治法121
	ゼンイン キョウギカイ ゼンキョウ 全員協議会(全協)	議会議員の全員が本会議場等(湯沢市議会では全員協議会室)に集合し、提出予定案件その他について協議又は調整するための会議のことをいいます。審査能力、決定能力など議会としての能力は認められないので、全員協議会での決定については、議会の意思決定としての法的効力は認められません。	議会基本条例11 会議規則166
	ゼンカイ イッチ 全会一致	合議体において、「多数決原理」により意思決定が行われますが、この際、合議体を構成する構成員全員が、同一の意思決定をすることをいいます。	
	ゼンケツショボン 専決処分	議会が議決又は決定すべき事件について、法定事由に該当する場合及び議会の議決により委任された場合に、市長が議会に代わってこれを処分することをいいます。法定事由としては、①議会が成立しないため、必要な時間までに議会の議決が得られないとき。②地方自治法113条ただし書きの場合において、なお会議を開くことができず、必要な時機まで議会の議決又は決定が得られないとき。③議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき。④議会において必要な時期までに、議決又は決定すべき事件を、議決又は決定しないときです。ただし、いずれの場合についても事実認定は客観性が必要であり、その認定を誤った場合の専決処分は違法となるとされています。	地方自治法179 地方自治法180

	用語	用語の解説	主な関係法令等
	センケツドウギ 先決動議	動議のうち、現在進行中の議事を中断してでも当該動議の決着をつけなければ、現在進行中の議事を先に進めることができないような優先性をもつ動議のことをいいます。	会議規則18
ソ	ソツケツ 即決	動議又は議長発議により、会議に諮って議会の会議に付された事件について、質疑、委員会付託、討論等の正規の手続きを省略して、直ちに採決することをいいます。	会議規則37Ⅱ
タ	タイメンシキ エンダン 対面式演壇	湯沢市議会では平成26年第2回定例会から、一般質問は、登壇して行い、1回目の質問で通告内容のすべてを述べた後、再質問は、対面式演壇で行うこととしています。対面式演壇とは、議長席前にある登壇席に直面して設置された演壇のことをいいます。	議会運営申し合わせ52
	タスウケツ ゲンソク 多数決の原則	ある問題に対し、合議体の意思を決定する場合、合議体を構成する多数の者の一致した意思をもってその合議体の意思とする原則のことをいいます。本原理なくしては、議会政治はあり得ないので、議会制度を採用している国は例外なくこの原理を認めています。	地方自治法116Ⅰ
	タチアイニン 立会人	議会における選挙は、議長が選挙事務及び投票並びに開票についての管理者となります。この際、議長が会議に諮って、会議規則で定める所定数の立会人を議員の中から指名することとされています。この立会人は投票中は投票を見守り、開票に際しては、議長とともに開票の点検を行うことが任務となりますが、湯沢市議会では、「開票を宣告した後、・・・立会人とともに投票を点検しなければならない」とされていますので、開票立会人と位置付けられています。投票立会人は議員全員とされています。	会議規則31Ⅰ 会議規則31Ⅱ 会議規則31Ⅲ
	タンキ ムキメイ トウホウ 単記無記名投票	議会の選挙において、議員が投票用紙に自ら選挙する者1人の氏名を記入し、選挙人としての当該議員の氏名を記載しないで投票することをいいます。	地方自治法118 公職選挙法46
テ	テツジョ ホジ ケン 秩序保持権	議会の権威を保持し、会議の運営を円滑に進行させるために、議長に与えられた議場の秩序維持に関する権限のことをいいます。	地方自治法104 会議規則159
	チュウカン ホウコク 中間 報告	委員会に付託した事件の審査又は調査の終了前に行われる中間的な審査の状況報告で、本会議の議決により当該委員会に求められるもの又は本会議の承認を得て当該委員会が行うものをいいます。中間報告は、委員会の審査の促進を図るためと、継続審査中の案件が相当長引いているような場合に行われる中間的な審査の状況報告であって、常に行われるものではありません。	会議規則45
	チュウサケン 調査権	地方議会に与えられている「当該普通地方公共団体の事務(中略)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」権限をいいます。この権限は、100条調査権とも呼ばれます。地方議会の調査権は国政調査権と異なり、各種委員会に与えられたものではないため、地方議会で委員会が調査権を行使する場合は、議会からの委任(付託)が必要となります。	地方自治法100Ⅰ
	チュウバツ 懲罰	議会の自律権に基づき、議会の規律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のことをいいます。懲罰の種類としては、①公開の議場における戒告、②公開の議場における陳謝、③一定期間の出席停止、④除名の四つを規定しています。	地方自治法134 地方自治法135
	チュウバツ ドウギ 懲罰 動議	懲罰を発議するために提出される動議をいいます。地方議会における懲罰の発議は、懲罰動議によることが原則となっています。懲罰動議は議員定数の8分の1以上の者によって発議されなければなりません。また文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならないとされています。	地方自治法135Ⅱ 会議規則160
	チュウセツ セイキョウ 直接 請求	住民の直接参政制度の一種で、選挙権を有する者が一定以上の連署をもって、その代表者から①条例の制定改廃、②事務の監査、③議会の解散、④議員・長等の解職請求をすることをいいます。	地方自治法12 地方自治法13
	チンジョウ 陳情	国又は地方公共団体等公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望するもので、形式が請願以外のものを指し、事実上の行為のことをいいます。	地方自治法109Ⅱ 地方自治法109Ⅲ 会議規則145

	用語	用語の解説	主な関係法令等
ツ	ツイカ テイシュツ 追加提出	議案が議会招集の日に提出された後に、さらに別の議案を後日追加して提出することをいい、追加議案、追加提出議案などとも言います。	
	ツウネンギカイ 通年議会	平成24年の地方自治法改正で導入された制度で、地方議会における定例会の会期を1年として、閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度のことをいいます。制度導入の趣旨としては、従来のような定例会・臨時会といった区分だけではなく、地方議会運営の多様化を促すものであり、この多様化を通じて、様々な住民が議員として、議会に参画できることを目的としています。メリットとしては、議会の活発化、様々な事態への迅速な対応、長による専決処分の減少などがあり、デメリットとしては、事務負担の増加、議会経費の増加などです。通年議会を導入した地方議会でも、これまで同様に定例会(3・6・9・12月)に添った形で会議が行われています。なお、湯沢市議会では通年議会を実施していません。	地方自治法102の2
テ	テイアンケン 提案権	議会に議案を提出する権限のことをいいます。発案権あるいは議案提出権ともいいます。地方議会においては、地方公共団体の長、議員及び委員会に提案権が認められています。	地方自治法149① 地方自治法109VII 会議規則14
	テイアンリクウ セツメイ 提案理由説明	議会に提出した案件について、提出の理由とその案件の主な内容を明らかにするために提出者が行う説明のことをいいます。地方議会では、案件が議題に供されると、特別な場合を除き、直ちに提出者の提案理由の説明を求める扱いとなっています。	会議規則37
	テイスイ サダ ジョウレイ 定数を定める条例	地方自治法第91条第1項の規定に基づいて、湯沢市議会の議員の定数を18人と定めている条例のことをいいます。	議員の定数を定める条例
	テイソクスイ 定足数	定足数とは、合議体の機関において、有効に会議を開き審議を進め意思決定をするための最小限の出席構成員の数をいいます。定足数には①会議を開き審議を継続していくために必要な議事の定足数、②合議体の機関の意思を決定するために必要な議決の定足数の2種類があります。地方自治法では、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないと定められています。	地方自治法113 会議規則12
	テイレイカイ 定例会	付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会の会議のことをいいます。定例会は、広く地方行政全般にわたり審議しようとするものであるため、あらかじめ付議する事件を告示する必要がありません。一般質問を含め、議会の権限に属するすべてを審議することができます。定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければなりません。湯沢市議会の定例会の開催回数は、年4回で、3月、6月、9月、12月に開くと定められています。	地方自治法102 II 定例会の回数を定める条例 定例会規則
	テンコ 点呼	一人ひとりの名を呼んで人員を確認することをいいます。議会の選挙においては、議員は職員の点呼に応じて、順次投票するものとされています。	会議規則29
ト	ドウイ フドウイ 同意・不同意	地方公共団体の長がその権限に属する事務を執行するに当たり、その前提となる議会の議決のことをいいます。可決、承認、決定、同意など、いずれも議会の議決であり特に異なった意味はありませんが、同意はある行為に対する賛成の意思で、長から求められたものについての場合と議会内部のことについての場合があります。議会の同意の対象となるものとしては副市長、教育長、監査委員、教育委員会委員の選任等の主要人事があげられます。同意を求める案件に対しては、議会は諾否の意思を表示するだけで、修正権はありません。なお、否の意思表示をした場合を不同意ともいいます。	地方自治法145
	ドウギ 動議	会議の進行又は手続きに関し、議員から議会に対して又は委員から委員会に対してなされる単純な提議で、議会又は委員会の議決を経るべきもののことをいいます。動議の提出には法や規則に特別の規定がある場合を除くほか、所定の賛成者が必要です。委員会の場合は、本会議の動議のように一定の賛成者を必要とせず、委員一人でも出せることとなっています。	地方自治法115の3 地方自治法115 I 地方自治法135 II 会議規則16、17、18、19
	トウヒョウ 投票	地方議会は、法令に基づき、その権限に属する選挙を行うものとされ、議長、副議長、仮議長、選挙管理委員及びその補充員の選挙を行わなければならないとされています。この場合の投票には、公職選挙法と地方自治法の規定が準用されているため、単記、無記名、自書投票の原則によることとなります。この原則に反する手続での投票、又は当選については無効であり、議員に異議申立てが認められています。	地方自治法97 I 地方自治法103 地方自治法106 II 地方自治法118 I 地方自治法182 I II 公職選挙法46 I IV 会議規則71 会議規則126

	用語	用語の解説	主な関係法令等
	トウベン 答弁	質疑又は質問に対し回答し、弁明又は説明することをいいます。答弁には①「質疑」に対する答弁、②「質問」に対する答弁とがあります。「質疑」は、現に議題となっている案件について、提出者に対して疑義ある点を明確にするために行うものであり、「質問」は、現に議題となっている案件とは無関係に、当該地方公共団体の事務全般について、執行機関側の報告を求め又は所信を資するものです。なお、即刻答弁できないような質問等に対しては、後日答弁書によることも差し支えないとされています。	会議規則66 会議規則125
	トウロン 討論	議会の会議において、表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することをいいます。単に自己の賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させようと努めることに討論の意義があります。	会議規則42
	トウロン ヨウゴ 討論交互の原則	討論を行う場合に、賛成者と反対者を交互に発言させるとする原則のことをいいます。湯沢市議会会議規則では、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならないとしています。	会議規則53
	トウロン ヒトリ 討論一人一回の原則	討論の回数は、一議題について一議員一回だけという原則のことをいいます。したがって、一度討論を行った者は、他の討論者の意見に対して反駁することも、前に賛成討論を行ったが、その後意見が変わった場合にも、改めて討論することはできません。すべての議員に公平、平等に発言の機会を与えるという観点から、自明の理として会議規則等に定めはありません。	
	トクベツ 特別委員会	議会が特定の付議事件を審査又は調査するために必要であると認めるときに、その都度、議会の議決で設置し、当該事件の審査又は調査が終了するまで臨時に設置される委員会のことをいいます。	地方自治法109 I IV 委員会条例6
	トクベツ 特別多数議決	事件の可決は、特別の場合を除き、出席議員の過半数の賛成で決めます。この特別の場合といわれるものが、特別多数議決です。特別多数議決では、出席議員に議長を含みますので、議長にも表決権があります。特別多数議決の要件は、事件ごとに法律により定められており、以下のようなものがあります。①地方公共団体の事務所の位置を定める条例、②秘密会の開催、③議員の資格決定、④直接請求による副市長の解職、⑤議員の除名処分、⑥不信任議決、⑦議会の解散の議決などで、いずれも議決要件を厳格にし、慎重な意思決定を期待していることによるものです。	地方自治法4 III 地方自治法115 I 地方自治法116 I 地方自治法127 I 地方自治法176 III 地方自治法244の2 II 地方自治法87 I 地方自治法135 III 地方自治法178 III 地公団体議会解散特例法
二	ニゲン 二元代表制	住民による直接選挙によって首長と議員を選ぶ制度をいいます。双方が切磋琢磨しながら政策をつくり、相互にチェックする仕組みです。首長は予算、条例などの議案の提出権や人事権など幅広い権限を有しますが、議会は議案の議決権などによって監視機能を担います。また首長の不信任を決議する権限を有します。首長は不信任を受けた場合には、対抗策として議会を解散する権限を有します。	憲法93
	ニツテイ 日程追加	議事日程に記載されていない事件を議事日程中に挿入して議事を行うことをいいます。日程追加には、以下の2つの方法があります。①すでに議事日程に記載されている事件を全部終了した後に、新しい事件を追加する場合、②議事日程事件が終了していない段階で、新たな事項を日程に追加し、それを先議する場合です。日程追加する際は、会議に諮って決定することになっています。	会議規則21
	ニツテイ 日程変更	議事日程に記載されている審議順序を、その日の審議の都合等により変更することをいいます。日程の順序変更であり、議長の権限では変更することができず、会議に諮って決定することとなっています。	会議規則21
	ニシキ 任期	一般選挙によって選出された議員が、その地位を有する期間のことをいいます。市議会議員の任期は4年です。各常任委員会委員の任期は2年となっています。正副議長については、議会運営申し合わせにより任期を2年とし、再任は妨げないこととしています。	地方自治法93 委員会条例3 議会運営申し合わせ24-1
	ニシテイ 認定	公の機関がある事実又は法律関係の存否を確認することをいいます。法律上、議会に認定権を認めているのは、地方公共団体の決算についてですが、これは、議会が決算内容を審査して、収入、支出が適法に行われたことを確認するものです。決算の認定は一般の議決によります。なお、認定しない(不認定)とすることもできますが、決算が認定されなくても、決算の法的効力に影響は生じません。	地方自治法96 I ① 地方自治法233

	用語	用語の解説	主な関係法令等
ネ	ネンチョウ ギン 年長 議員	議長、副議長及び仮議長の選挙の際に、議場に出席している議員の中の最年長者のことをいいます。	地方自治法107
ハ	ハツギョウ 白票	投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票のことをいいます。また、記名投票の方法によって表決する場合に、問題を可とする者が用いる所定の投票用紙も白票といわれ、否とする投票用紙は青票といわれます。	会議規則72 会議規則133
	ハツギ 発議	議会の会議において、議員が議事の対象となるべき問題を議長に提出することをいいます。発案又は提案と呼ばれる場合もあります。発議は議案だけでなく動議の提出も含みます。また、委員会において委員が委員会の議事の対象になる事件を委員長に提出することも発議といえます。	地方自治法115 I ただし書 地方自治法115の3 地方自治法135 II
	ハツギカイ 初議会	一般選挙後に初めて招集された議会の会議のことをいいます。議会が法律上の権限を有効に行使するためには会期が始動していること、議事を進めるための議長、副議長、常任委員会等が決定又は構成されていなければなりません。このため、出来るだけ早い機会に初議会を招集し、必要な事項を決定する必要があるため、定例会を待たないで、臨時議会を招集するのが通例となっています。	地方自治法107 議会運営申し合わせ84、85、86、87、89、90
	ハツゲン 発言	議員が議会の会議において事件の審議を行うために言語を発することをいいます。発言の種類としては、質疑、質問、討論、提案理由説明、動議の提出、その他議事進行の発言、一身上の弁明等があります。	会議規則50
	ハツゲンソウコク 発言通告	「発言」には、一般質問や議案に対する質疑、討論のほか、議事進行発言、動議、一身上の弁明など、様々なものがこれに該当します。市議会では、議員が本会議で発言しようとする場合、議事進行や一身上の弁明などを除き、あらかじめ議長に発言する旨を発言通告書の提出により届出ることが義務付けられています。これは、議員に発言の機会を平等に与えることを保障するとともに、議事の能率的運用を促進するためです。	会議規則51
	ハツゲン トリケ テイセイ 発言の取消し・訂正	発言の取消しとは、発言の趣旨の変更を伴うものをいい、発言の訂正とは原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいいます。発言の取消し及び訂正は、会議独立の原則により、当該発言が行われた会期中に限定されます。そして、発言の訂正は議長の許可により、発言の取消しは議会の許可を必要とします。発言の取消しや訂正は、発言をした議員が議長に申し出るのが原則であり、他の議員が発言の取消しや訂正を求めても、これによって当該議員の発言が取り消されたり、訂正されたりすることにはなりません。	会議規則65 地方自治法129 会議規則87
	ハンモンケン 反問権	議会が議論の広場であるためには、議会と市長その他執行機関及びその職員との双方が質問できるとすべきであるとの考えから、執行部側が議員に対して質問する権利を反問権といいます。湯沢市議会では議会基本条例の中で、反問する場合は、議長の許可を得て、議員に対して質問の主旨を明確にするため反問することができるかと規定しています。	議会基本条例8 I ②
ヒ	ヒミツ カイ 秘密会	非公開で行う議会の会議のことをいいます。秘密会は、①議事の記録を公表しない、②傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させるものです。そのため、報道関係者も退場させられこととなります。秘密会は、会議公開の原則の内容となっている傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表が原則的に認められない会議のことをいいます。議長又は議員の3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときに秘密会を開くことができます。	会議規則49 I 委員会条例20 地方自治法115 I
	ヒヤクジョウチョウサ インカイ 百条 調査 委員会	地方自治法100条に基づき、地方議会に与えられた「当該普通地方公共団体の事務(中略)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」権限を有する委員会のことをいいます。ただし、地方議会の調査権は国政調査権と異なり、各種委員会に与えられているものではないため、議会から委員会への委託(付託)が必要条件となります。	地方自治法100 I
	ヒョウケツ 表決	各議員が、議長が宣告した問題に対して、賛否の意思を表明する行為をいいます。同じ行為を「採決」と呼ぶことがありますが、採決は議長が議員の賛否の意思を求めることをいい、表決は議員が自らの賛否の意思を表明することをいいます。	地方自治法116 会議規則67 会議規則70 I

	用語	用語の解説	主な関係法令等
	ヒョウケツ ジュンジョ 表決の順序	数個の表決問題がある場合、例えば同一議題について数個の修正案が提出された場合等ですが、その表決の順序は、①修正案は原案より先に採決します。②議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決します。③数個の修正案の間では、それらの中に共通の部分があればそれを抜き出して、まずそれについて採決します。共通部分を除いた残りの部分については、原案から遠いものから採決します。ただし、表決の順序について一定数以上の出席議員から異議があるときは、議長は討論を用いずに会議に諮って決めます。④修正案が可決されれば、その部分を除いた残りの原案について採決し、修正案が否決されれば原案について採決することとなります。	会議規則77 I 会議規則77 II 会議規則77 III 会議規則138 I 会議規則138 II
	ヒョウジュン カイギ キソク 標準 会議規則	昭和31年の地方自治法改正を機会に、全国都道府県、市町村の議会議長会が中心となり、自治省、議会関係者、学識経験者によって作成された議会の一般的な会議規則をいいます。地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならないとされていることから、現在では各団体の議会がおおむねこれに準拠してそれぞれの会議規則を制定しています。	地方自治法120
	ヒョウ ベンショウ 費用弁償	議員が本会議や委員会のほか規則で定められた会議に出席する際に、職務の執行に要した経費を償うため支給される金銭のことをいいます。金額は、条例で定めています。	地方自治法203 II 議員の議員報酬等に関する条例
	ヒンイ ホジ 品位の保持	議会の会議又は委員会での発言において、議員としての品位と地位を保つことをいいます。地方自治法では、「議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」として、議員の発言における品位の保持を定めています。これに違反すると懲罰の対象となります。また地方議会の議員には、院外無答責の特権がないため、民事上、刑事上の制裁を受けることもあります。	地方自治法132 会議規則151
フ	フオントウ ハツゲン ト ケ 不穏当発言の取り消し	不穏当発言とは、一般的に無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことをいいます。議会の会議における発言の取消し方法としては、①発言者が自ら発言の取消しを求める場合、②議長が権限により発言取り消しの命令をする場合、③議員の発言取消し要求の動議による場合があります。②の場合、議長はあくまで取消しを命ずるのみで、議長自らが不穏当発言を取り消すことはできません。③の場合、動議を可決しても、不穏当発言者が自らその発言の取り消しを申し出ない限り、発言取消しの効果は発生しません。	会議規則65 会議規則87 地方自治法129 I
	フギ ジケン 付議事件	議案のほか、選挙決定その他の議会の審議に付される事件のことをいいます。	
	フキソク ハツゲン 不規則発言	議長の許可を得ない発言のことをいいます。具体的には、他人の発言中にしばしばなされる激励、ひやかし、妨害等のいわゆるヤジなどをいいます。	地方自治法131 会議規則50 I 会議規則153
	フタイ ケツギ 付帯決議	議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいいます。付帯決議は、事実上の意見表明として、市長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるものであり、法的な拘束力が生ずるものではありません。	会議規則69 会議規則143
	フタク 付託	議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査を委託することをいいます。湯沢市議会では、委員会付託についてあらかじめ議会運営委員会に諮って決めることとしています。また、意見書、決議及び議員の提出議案並びに人事案件については、委員会付託を省略するのが通例となっています。	会議規則37 議会運営申し合わせ40 議会運営申し合わせ41
	フレイ コトバ 無礼の言葉	通常人の正常な感情を害するような言辞のことをいいます。無礼な言葉は、公の議論に直接関係がないばかりでなく、議会の論議をいたずらに感情的で内容の乏しいものとし、審議を空転させやすいなどの理由から、発言が禁じられ、その違反は懲罰事由となります。無礼な言葉であるかどうかは、言葉の意味、内容、発言者の身振り、言辞、相手方の誘発の程度等を総合して、客観的に判定すべきものとされています。	地方自治法132
	フンカツ フタク 分割 付託	1個の議案を各所管の委員会に分けて、それぞれの委員会の審査に付すことをいいます。予算審査などにおいて分割付託を行っている議会もありますが、湯沢市議会では、予算は予算決算常任委員会で審査しているため、分割付託は行われていません。	

	用語	用語の解説	主な関係法令等
ハ	ヘイカイ 閉会	会議を閉じ、法的に活動能力のない状態とすることをいいます。議会は、開会により、会議を開き活動しうる能力を有する状態に置かれ、閉会によりこれを失うものであり、閉会後は会議を開くことはできず、このためには新たな議会の招集行為が必要となります。	地方自治法102VII 会議規則5 会議規則7 会議規則8
	ヘイカイチュウ ケイゾクシンサ 閉会中の継続審査	会議に付された事件について、当該会期中に議了せず、特に会議で議決して付託を受けた委員会が閉会中に引き続き審査を行うことをいいます。通常は会期中に議決に至らなかった事件は、すべて会期終了とともに審議未了廃案となりますが、この会期不継続の原則の例外をなすものです。	地方自治法119 地方自治法109X 地方自治法109の2V 会議規則111
ホ	ボウチョウ 傍聴	住民など議員以外の者が会議(本会議、委員会、全員協議会等)の状況を直接見聞することをいいます。湯沢市議会の本会議場には、傍聴席として30席が設けられています。	地方自治法115I 議会傍聴規則10
	ボウチョウ キョク 傍聴 規則	議長が定める会議の傍聴に関して必要な規則をいいます。傍聴規則には一般的に傍聴席の区分、傍聴の手續、傍聴証の交付及び返還、定員、議場への入場禁止、傍聴席に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項、写真・映画等の撮影及び録音等の禁止、傍聴人の退場、係員の指示違反に対する措置などが規定されています。	地方自治法130III 議会傍聴規則
	ホケツ センキョ 補欠選挙	議員の辞職や死亡などにより欠員が生じた場合、その欠員を補充するために行う選挙をいいます。公職選挙法では、当選人の不足数と合わせて、当該選挙区における議員の定数の6分の1を超えるときに補欠選挙が実施されることとなりますが、欠員が生じた選挙と関連のある他の選挙(市長選挙)が行われる場合は、6分の1を超えなくとも、関連ある選挙と合わせて補欠選挙が行われます。	公職選挙法113 公職選挙法113III 公職選挙法110I
	ホンカイギ 本会議	全議員で構成する議会の会議のことをいいます。議会としての権限、能力は、本会議に認められており、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認、採択等は、この本会議で行われなければ、法的な効力は生じません。本会議の議事は、議長が主宰し、地方自治法及び会議規則等に定められた手續、ルールに従って運営されます。	地方自治法115I
ニ	サイタク フ サイタク みなし採択・不採択	同一会期中において、すでに同一趣旨、同一目的の議案又は請願について、一事不再議の原則に触れるので議決することなく、すでになされた同一趣旨、同一目的の議案又は請願の議決の結果により採択又は不採択とみなして処理する扱いのことをいいます。	
ム	ムコウ トウヒョウ 無効投票	投票に瑕疵がある結果、法的効力は初めから全く生じない投票のことをいいます。議会において行う選挙では、以下のような投票は無効とされています。①正規の用紙を用いないで投票したもの、②議長、副議長、仮議長選挙で、議員以外の者の氏名を記載したもの、③1票中に2人以上の氏名を記載したもの、④被選挙人の氏名以外の他事を記載したもの(ただし職業、身分、住所又は敬称の類の記載は可)、被選挙人の氏名を自書しなかったもの(代理投票は可)、被選挙人のうち何人の氏名を記載したか確認しがたいものなどです。なお、議長は、開票を宣告した後、立会人とともに投票用紙ごとに無効原因がないかどうかを点検することとされています。	地方自治法118I 公職選挙法68I 会議規則31I 会議規則31III
ユ	ユウコウトウヒョウ 有効投票	瑕疵のない法的に有効な投票のことをいいます。一般的には投票総数から無効投票を除いたものが有効投票となります。議会において選挙や投票による表決が行われた場合、議長は、結果を直ちに議場において報告することになってはいますが、その際投票総数、有効投票、無効投票、有効投票の内訳等を報告するのが一般的です。	会議規則32I 会議規則135
ヨ	ヨサン テイアンケン 予算提案権	予算を議会に提出する権限のことをいいます。予算は、議会の議決によって定められますが、予算を調製し、議会へ提案する権限は市長にあります。このため議員はもちろん、市長以外の執行機関である委員会及び委員もこの権限を有していません。	地方自治法149② 地方自治法211I 地方自治法211I但し書 地方自治法180の6
リ	リュウカイ 流会	議会の招集日に招集に応じた議員が議員定数の半数に達せず、会議を開けなかった場合のことをいいます。具体的には、招集日の閉議時刻になっても応招議員が議員定数の半数に達しない場合には、定足数を欠き、その日の会議を開くことは不可能であり、流会となります。また、一旦開会され、休憩後に再び会議を開くに至らず、閉議時刻を過ぎたときも、その日の会議は流会となります。	

	用語	用語の解説	主な関係法令等
	リンジ カイ 臨時会	定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の事件に限ってこれを審議するために臨時招集される議会のことをいいます。定例会は、毎年条例で定める回数招集が予定されており、その審議能力は一般的で広範であることから、必要な議事等は、一般的には定例会において処理されますが、突発的な事情等により次の定例会を待つことのできない必要が生じた際に、当該事件の審議のため、臨時招集されるのが、臨時会です。	地方自治法102Ⅲ 地方自治法102Ⅱ
	リンジ ギチョウ 臨時議長	議長、副議長及び仮議長の選挙において、臨時に議長の職務を行う年長の議員のことをいいます。これに該当するのは、以下のような場合です。①一般選挙後の最初の議会、②議長及び副議長がともに欠け、後任を選挙するとき、③議長、副議長の一方が欠け、後任を選挙する場合に他の一方に事故があるとき、④議長及び副議長ともに事故があり、欠席しているため仮議長を選挙するときなどです。	地方自治法103Ⅰ 地方自治法106Ⅱ 地方自治法107
レ	レンゴウシンサ 連合審査	案件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査のための会議を開くことをいいます。常任委員会又は特別委員会に付託された案件は、付託を受けた委員会が審査、調査して、意思決定をすべきものですが、議案の内容が他の委員会の所管事項に関連する場合には、必要により当該委員会と協議して、連合して審査をするため連合審査会を開くことができます。	会議規則103

関係法令等の条項番号は、次のように表記しています。

地方自治法96Ⅱ①……………地方自治法第96条第2項第1号

<参考・引用文献等>

- 地方議会運営辞典第2次改訂版 地方議会運営研究会編 ㈱ぎょうせい刊
- 地方議員ハンドブック 廣瀬和彦著 ㈱ぎょうせい刊
- 議会運営コンサルタント 中島正郎著 ㈱三成書房刊